

防災逃げ地図士認定登録制度施行規則

(目的)

第1条 防災逃げ地図士認定登録制度（以下、「本制度」という。）の適正かつ公正な実施を図るため、防災逃げ地図士認定登録制度施行規程（以下、「施行規程」という。）に基づき、この規則を定める。

(審査委員会の所掌事項及び運営)

第2条 施行規程第4条第3項の規定により、審査委員会は、次の業務を所掌する。

- ① 施行規程第7条に規定する審査に関すること
 - ② 施行規程第8条に規定する審査結果の通知に関すること
 - ③ 施行規程第19条に規定する認定逃げ地図づくりワークショップの認定に関すること
 - ④ 施行規程第4条第2項に規定する施行規程の施行に当たり必要な事項に関すること
 - ⑤ 施行規程第6条第3項に規定する分科会委員の選定に関すること
- 2 審査委員会は委員長が招集する。
- 3 審査委員会の招集は、開会の日の7日前までに通知するものとする。
- 4 審査委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(認定審査実施要領の公示)

第3条 施行規程第7条で定める認定審査の実施要領の公示は、本協会ホームページにおいて、申請書類の提出期限の2か月前までにおこなうものとする。

(認定審査の申請方法及び審査の方法、基準)

第4条 一級防災逃げ地図士の認定審査申請は、電子申請で次の申請書類を事務局に送付することによりおこなう。

(1) 申請書（様式1）

逃げ地図士認定登録番号、氏名、住所、生年月日、連絡先、国籍（任意）、主な活動地域を記載すること。

(2) 実績報告書（様式2-1）

企画・運営に携わった認定逃げ地図づくりワークショップの開催日時、開催場所、対象地区、主催者、参加対象者、参加者数、講師を記載のうえ、そのワークショップの企画・開催レポートとして、事前準備、当日の進行、振り返りで工夫した点を800字程度で記載すること。また、推薦者として、施行規程第9条の規定に基づき登録された一級防災逃げ地図士2名に了解を得た上で、それぞれの氏名とメールアドレスを記載すること。

2 推薦者2名に対して電子メールで推薦の事実を確認のうえ、施行規程第9条の規定に基づき登録された一級防災逃げ地図士複数名で構成される審査会を開催し、提出された申請

書類に基づいて審議・評価を行う。

3 一級防災逃げ地図士の審査基準は、次の要件をすべて満たしていることとする。

- ① 施行規程第9条の規定に基づき二級防災逃げ地図士として登録されていること。
- ② 認定逃げ地図づくりワークショップの企画・運営を経験していること。
- ③ 逃げ地図づくりワークショップを正しく企画・運営できる力を有すること。

第5条 二級防災逃げ地図士の認定審査申請は、次の申請書類を電子申請で事務局に送付することによりおこなう。

(1) 申請書(様式1)

逃げ地図士認定登録番号、氏名、住所、生年月日、連絡先、国籍(任意)、主な活動地域、を記載すること。

(2) 実績報告書(様式2-2)

ファシリテーターを経験した認定逃げ地図づくりワークショップ2回分の開催日、開催場所、主催者、講師を記載すること。また、そのうちの1回について、対象地区、対象災害、基本情報(開催日、開催時間、開催場所、主催者、講師)を明記した上で、ワークショップの目的、自分の役割、配慮した点、今後の抱負などを800字程度で記載すること。

2 施行規程第9条の規定に基づき登録された一級防災逃げ地図士又は二級防災逃げ地図士から選定された審査員による実績報告書の審査を行う。

3 二級防災逃げ地図士の審査基準は、次の要件をすべて満たしていることとする。

- ② 認定逃げ地図づくりワークショップのファシリテーターを2回以上経験していること。
- ② 逃げ地図づくりワークショップを正しくファシリテートできる力を有すること。

第6条 三級防災逃げ地図士の認定審査申請は、本協会ホームページの申請フォームに次の事項を記入してオンラインでおこなう。

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 生年月日
- ④ 連絡先
- ⑤ 国籍(任意)
- ⑥ 主な活動地域

⑦ 参加した認定逃げ地図づくりワークショップの開催日、開催時間、開催場所、主催者、講師

2 必要に応じて、参加した認定逃げ地図づくりワークショップの開催及び参加の事実を主催者等に確認する。

第6条の2(教育機関団体登録に基づく、三級防災逃げ地図士の認定)

1 60 名以上の三級防災逃げ地図士登録希望者を有する教育機関団体は、「教育機関向け・三級防災逃げ地図士団体登録契約書（様式第 4 号）」を締結することにより、団体登録を行うことができるものとする。

2 団体登録に基づき開催される認定逃げ地図づくりワークショップの実施、ワークショップ開催費用及び登録料、支援内容、キャンセル規定、個人情報の取扱いその他の詳細は、当該契約書に定めるものとする。

（認定審査の通知）

第 7 条 施行規程第 8 条に規定する認定審査の結果の通知は電子メールによりおこなうものとする。

（登録申請）

第 8 条 本協会ホームページでオンライン決済により登録料を支払うことによりおこなう。

2 一級防災逃げ地図士は、登録申請時に登録料の支払いと併せて、活動可能な地域・言語圏、組織に属する場合はその組織の名称、個人の場合は個人事務所の名称又は個人名、顔写真をオンラインで送付すること。

3 二級防災逃げ地図士は、登録申請時に登録料の支払いと併せて、活動可能な地域・言語圏をオンラインで送付すること。

（登録簿の記載事項）

第 9 条 施行規程第 9 条第 2 項に規定する登録簿への記載事項は、次のとおりとする。

- ① 登録年月日
- ② 登録番号
- ③ 防災逃げ地図士の登録区分
- ④ 氏名
- ⑤ 住所
- ⑥ 生年月日
- ⑦ 連絡先
- ⑧ 国籍（任意）
- ⑨ 活動可能な言語圏（一級防災逃げ地図士及び二級防災逃げ地図士）
- ⑩ 所属組織名又は個人事務所名（一級防災逃げ地図士のみ）
- ⑪ 顔写真（一級防災逃げ地図士のみ）
- ⑫ 登録有効期限

（公開事項）

第 10 条 施行規程第 9 条第 3 項に規定する本協会のホームページにおける公開事項は、次

の通りとする。

ア 一級防災逃げ地図士

氏名、住所（都道府県のみ）、所属、顔写真

イ 二級防災逃げ地図士

氏名、住所（都道府県のみ）

ウ 三級防災逃げ地図士

登録人数のみ公開

（登録証）

第 1 1 条 施行規程第 9 条第 4 項に規定する登録証に記載する事項は、次の通りとする。

- ① 登録年月日
- ② 登録番号
- ③ 防災逃げ地図士の登録区分
- ④ 氏名
- ⑤ 住所（都道府県のみ）
- ⑥ 登録有効期限

2 登録証は電子メールにより交付する。

※ただし第 6 条の 2 に基づく三級防災逃げ地図士については、団体登録契約を適用する。

（変更等の届出）

第 1 2 条 施行規程第 1 0 条に規定する変更等の届出は、様式 3 に記入のうえ、電子メールで事務局に送付することによりおこなう。

（登録手数料）

第 1 3 条 施行規程第 1 2 条に規定する登録手数料は、次のとおりとする。

ア 一級防災逃げ地図士

10,000 円（消費税等相当額を含む）

イ 二級防災逃げ地図士

10,000 円（消費税等相当額を含む）

ウ 三級防災逃げ地図士

3,000 円（消費税等相当額を含む）

※ただし第 6 条の 2 に基づく三級防災逃げ地図士については、団体登録契約を適用する。

（認定逃げ地図づくりワークショップの認定基準）

第 1 4 条 施行規程第 1 9 条第 3 項に規定する認定逃げ地図づくりワークショップの認定基準は、次のとおりとする。

① 一級防災逃げ地図士又は二級防災逃げ地図士が企画・運営するものであること。

② 逃げ地図づくりの意義や方法を正しく伝達できる内容であること。

③ その他、審査委員会が認める内容であること。

(その他)

第15条 本規則に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、会長が審査委員会の意見を聞いて理事会に諮って処理するものとする。

(附則)

1 本規則は、令和6年7月1日より施行する。

2 令和7年6月20日付で、第6条の2(教育機関団体登録に基づく三級防災逃げ地図士の認定)を新設。